証券コード　3825
平成27年６月11日

株　主　各　位

東京都目黒区東山一丁目５番４号
株式会社リミックスポイント
代表取締役社長　髙田真吾

第12期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第12期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年６月25日（木曜日）午後６時30分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬　具

記

1. **日　　時**　平成27年６月26日（金曜日）午前10時
2. **場　　所**　東京都渋谷区道玄坂２丁目６番17号　渋東シネタワー11階
ＡＰ渋谷道玄坂　Ｉ、Ｈホール
（当社は平成26年７月22日をもって、本店を東京都中央区から東京都目黒区に移転しましたので、株主総会の開催場所を上記のとおり変更いたしました。ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違いのないようご注意願います。）
3. **会議の目的事項**

報告事項　第12期（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）
事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　定款の一部変更の件
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役４名選任の件
第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
第６号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

以　上

◎　お願い　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
◎　株主総会参考書類、事業報告、計算書類に修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を当社ホームページ（http://www.remixpoint.co.jp）に掲載し、周知させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

Ⅰ．会社の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当事業年度における我が国の経済は、個人消費は消費者マインドに弱さが見られたものの、企業収益や、これに伴う雇用環境の改善、株価上昇などの景気回復傾向が見え始め、また、設備投資はおおむね横ばいで推移する等、総じて景気は緩やかな回復基調が続きました。

このような状況のもと、当社は、省エネルギー関連分野における国内外の販路の拡大及び販売の拡大、及び中古車査定システム「IES」の販売の拡大に注力してまいりました。

これら既存事業に加え、平成26年9月22日に、日本ロジテック協同組合との業務提携を行い、更には平成26年10月15日に開示いたしました「電力売買事業の開始に関するお知らせ」のとおり、新たに電力売買事業を開始し、主にPPS事業者に対する電力供給事業を開始いたしました。

更に、平成26年11月25日に開示いたしました「中古車査定システム「IES」を活用した「IES中古車買取サービス」の開始に関するお知らせ」のとおり、中古車査定分野におけるノウハウとネットワークを活用した自動車関連事業者向け「中古車売買事業」を開始いたしました。

これらの既存及び新規事業の推進により、当社の事業収益は、大幅な拡大を遂げ、売上高3,948百万円（前期比3,817百万円増）、営業利益211百万円（前期は137百万円の営業損失）、経常利益は203百万円（前期は155百万円の経常損失）、当期純利益227百万円（前期は150百万円の当期純損失）となりました。

このような状況により、当社としては本格的な業績回復を確信し、継続企業の前提に関する重要な不確実性を抱かせる事象又は状況は現時点では認められないと判断し、「継続企業の前提に関する注記」の記載を解消することにより、前事業年度の招集通知に記載した継続企業の前提に関する注記を削除しております。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

なお、当事業年度より、報告セグメントとして記載する事業セグメントを変更しており、前事業年度の比較は、変更後の区分により作成した情報に基づいて記載しております。なお、現時点で当社には連結対象となる子会社等がありませんので、当該事業はすべて当社が直接行っております。

（エネルギー関連事業）

経済産業省の推進する「エネルギー使用合理化等事業者支援補助金」に係るエネマネ事業者として採択されたことにより、省エネルギー化支援コンサルティング及び省エネルギー関連設備の販売が拡大しました。また、エネルギー管理システム「ENeSYS」の販売が実現いたしました。加えて省エネルギー関連分野におけるコンサルティング力とネットワークを活用した新電力会社（PPS事業）向け電力売買事業を開始し業績が拡大しました。

その結果、売上高3,174百万円（前期比3,066百万円増）、セグメント利益（営業利益）300百万円（前期はセグメント損失（営業損失）55百万円）となりました。

（自動車関連事業）

中古車査定システム「IES」が、大口の取引先において新規採用されたことにより販売が拡大しました。また、中古車査定分野におけるノウハウとネットワークを活用した自動車関連事業者向け中古車売買事業を開始し業績が拡大しました。

その結果、売上高773百万円（前期比750百万円増）、セグメント利益（営業利益）32百万円（前期はセグメント損失（営業損失）48百万円）となりました。

剰余金の配当につきましては、平成20年３月期の期末配当を最後に見送っており、株主の皆様には大変ご迷惑をおかけしてまいりましたが、全社一丸となって収益力の回復、財務体質の改善に努め、早期に復配を目指した結果、１株につき３円の期末配当の実施を株主総会にお諮りさせていただくことといたしました。

今日までの株主の皆様のご理解、ご支援に対しまして厚く御礼を申し上げるとともに、引き続き格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2. 設備投資等の状況

当事業年度において実施しました設備投資の総額は６百万円であり、主なものは次のとおりであります。

本社建物　５百万円

3. 資金調達の状況

平成26年９月22日に第三者割当て及び平成27年２月12日に新株予約権の行使による新株式を発行し、資本金が234百万円、資本準備金が234百万円増加いたしました。また、当事業年度において金融機関借入50百万円の資金調達も行っております。

4. 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

5. 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

6. 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

7. 他の会社の株式その他持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

8. 対処すべき課題

当社は、中長期的な会社の経営戦略を着実に遂行するにあたり、以下を会社の対処すべき課題として認識しております。

(1) 新しい販路及び取引先の拡大

当社は、現状のビジネスにおいて、エネルギー関連事業、及び自動車関連事業とともに、数社の取引先が、売上の大きな割合を占めております。今後の何らかの事情により、万が一、契約が終了するなどの理由等の要因により、当社の事業にも重要な影響を及ぼす可能性があることから、今後については、新市場への展開、新規取引先の拡大による売上の確保を目指す必要があります。

そのため、既存販売パートナーとの関係強化に加え、新しい販売パートナーや販路の開拓、新しい業態への販売の企画・取り組みなど、様々な取引先数増大に向けた施策を実行することが重要なテーマであると認識しております。

(2) 人員の確保と環境整備

当社は、これまでの経営合理化の取り組みにより、必要最低限の人員で運営しております。中長期的な経営戦略や会社の対処すべき課題の遂行において、必要な人員を確実に確保すること、そして人員の一人一人が最大限の力を発揮できる環境を整備・構築することが、重要なテーマであると認識しております。

9. 財産及び損益の状況の推移

区　　分	第９期 (平成24年３月)	第10期 (平成25年３月)	第11期 (平成26年３月)	第12期 (平成27年３月) (当事業年度)
売　　上　　高	251,888千円	263,864千円	131,131千円	3,948,343千円
経常利益（△損失）	△10,714千円	3,947千円	△155,155千円	203,168千円
当期純利益（△損失）	16,974千円	1,592千円	△150,855千円	227,491千円
１株当たり当期純利益（△損失）	353円12銭	33円13銭	△29円41銭	33円89銭
総　　資　　産	184,245千円	191,640千円	314,902千円	1,067,626千円
純　　資　　産	62,513千円	63,841千円	181,498千円	878,483千円
１株当たり純資産額	1,300円44銭	1,328円08銭	29円36銭	116円63銭

（注）　当社は平成25年10月１日付で普通株式１株につき100株の株式分割を行っていますが、第11期

の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり当期純利益（△損失）及び１株当たり純資産額を算定しております。

10. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当する事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

該当する事項はありません。

11. 主要な事業内容

（平成27年3月31日現在）

事　業	事　業　内　容
エネルギー関連事業	エネルギー管理システムの開発及び販売、省エネルギー化支援コンサルティング及び省エネルギー関連設備の販売、ならびに電力の売買
自動車関連事業	中古車査定システムの開発及び販売、中古車の売買に関するコンサルティング、ならびに中古車の売買

（注）　当事業年度より、主要な事業内容を変更しております。

12. 主要な事業所

（平成27年3月31日現在）

名　称	所　在　地
本社	東京都目黒区東山一丁目５番４号
名古屋営業所	愛知県名古屋市中村区名駅三丁目13番26号
石川営業所	石川県野々市市本町五丁目11番17号

13. 使用人の状況

（平成27年3月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
46名	16名増	36.1歳	１年０ヶ月

事　業　区　分	使　用　人　数	前会計年度末比増減
エネルギー関連事業	39名	16名増
自動車関連事業	2名	1名増
全社（共通）	5名	1名減
合　計	46名	16名増

（注）1. 平均年齢、平均勤続年数は、それぞれ表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

2. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員はおりません。
3. 使用人兼務役員は含まれておりません。
4. 全社（共通）として記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。
5. 使用人数が前事業年度と比べて、16名増加しましたのは、エネルギー関連事業の営業職の新規採用によるものであります。

14. 主要な借入先　　（平成27年3月31日現在）

借　　入　　先	借 入 金 残 高
㈱東日本銀行	50,000千円
㈱日本政策金融公庫	26,508千円

15. その他会社の現況に関する重要な事項

（重要な契約の締結）

相手方の名称	国　名	契約品名	契約締結日	契　約　内　容	契　約　期　間
日本ロジテック協同組合	日本	業務提携契約	平成26年9月5日	①当社が日本ロジテック協同組合の電力共同購買事業における組合員の募集に協力すること ②当社が日本ロジテック協同組合の紹介により日本ロジテック協同組合の協同組合員に対して省電力コンサルティングを実施すること ③相互の事業の発展のための技術交流および人材交流を行うこと	平成26年９月５日締結、以後１年ごとの自動更新
日本ロジテック協同組合	日本	電　　力	平成26年10月15日	電力売買	平成26年10月１日から平成28年９月30日以後１年ごとの自動更新

Ⅱ．会社の株式に関する事項　　（平成27年３月31日現在）

1. **発行可能株式総数**　　19,276,000株
2. **発行済株式の総数**　　7,544,100株（自己株式12,000株含む）

注）1. 第三者割当増資により、新株式を900,000株発行し、発行済株式の総数は900,000株増加しております。
2. 新株予約権の行使により、発行済株式の総数は450,000株増加しております。

3. **株主数**　　1,258名

4. 大株主（上位10名）

株　　主　　名	持　株　数 (株)	持　株　比　率 (%)
SUNNY IDEA INTERNATIONAL LIMITED	1,531,000	20.32
DYMAGIN GLOBAL LIMITED	990,500	13.15
日本新電力株式会社	450,000	5.97
LICHENG(H.K.)TECHNOLOGY HOLDINGS LIMITED	450,000	5.97
ロジテックインベストメント株式会社	450,000	5.97
日本証券金融株式会社	281,100	3.73
株式会社MAYA INVESTMENT	223,000	2.96
吉川　登	205,000	2.72
HAITONG INTERNATIONAL SECURITIES COMPANY LIMITED 700702	199,300	2.64
横山　秀紀	160,700	2.13

（注）　持株比率は、自己株式12,000株を控除して計算しております。

Ⅲ．会社の新株予約権等に関する事項

1. 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成27年３月31日現在）

第２回新株予約権（平成17年９月16日発行）

・新株予約権の数　　80個

・新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式　　8,000株（新株予約権１個につき100株）

・新株予約権の行使価額

１個あたり　　357円

・新株予約権を行使することができる期間

平成19年７月１日から平成27年６月30日まで

・新株予約権の行使条件

①新株予約権は発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。

②新株予約権発行時において当社または当社子会社の取締役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社または当社の関係会社の役員または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。

③新株予約権発行時において社外のコンサルタントであった者は、新株予約権

行使時においても当社との間でコンサルタント契約を締結していることを要する。また、社外のコンサルタントは、新株予約権の行使に先立ち、当該行使に係る新株予約権の数及び行使の時期について、当社取締役会の承認を要するものとする。

上記新株予約権のうち当社役員の保有状況　　（平成27年３月31日現在）

	名　称	新株予約権の数	目的となるの株式の数	保有者数
取締役	第２回新株予約権	30個	3,000株	１名

2. 事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3. その他新株予約権等に関する重要な事項

平成26年９月５日開催の取締役会決議に基づき発行した第６回新株予約権

新株予約権の総数	4,500個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式　450,000株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額	新株予約権１個当たり532円
新株予約権の払込期日	平成26年９月22日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	１株につき　346円
新株予約権の行使期間	平成26年９月23日から平成28年９月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、かかる資本金等増加限度額から同号の増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使条件	1.新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。 2.本新株予約権の一部行使はできない。
割当先	第三者割当の方法により、発行した新株予約権の総数をLicheng(H.K.)Technology Holdings Limitedに割当てた。

（注）　平成27年２月12日に、本新株予約権の全てが行使されております。

Ⅳ. 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等

（平成27年３月31日現在）

地　位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	髙　田　真　吾	最高経営責任者
取　締　役	小　田　玄　紀	有限会社ソーシャルベンチャーキャピタルアソシエーション　代表取締役 文部科学省　民間パートナー
取　締　役	畑　　久　恵	
常勤監査役	市　橋　保　男	
監　査　役	花　岡　裕　之	プリベントホールディングス株式会社　取締役 プリベント少額短期保険株式会社　監査役 中央債権回収株式会社　監査役 臨床法務研究機構株式会社　取締役
監　査　役	高　野　民　治	

（注）１.取締役 小田玄紀、畑久恵の両氏は会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
２.監査役 市橋保男、花岡裕之、高野民治の各氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
３.監査役　花岡裕之氏は、長年財務省に勤務しており、行政面における豊富な専門知識と経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
４.監査役　花岡裕之氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出しております。
５.当事業年度中の取締役及び監査役の退任は次のとおりであります。
① 平成26年6月27日開催の第11期定時株主総会終結の時をもって、取締役 劉海涛氏、王遠耀氏の両氏は任期満了により退任しました。
② 平成26年6月27日開催の第11期定時株主総会終結の時をもって、監査役 内林達夫氏は任期満了により退任しました。
③平成26年６月27日開催の第11期定時株主総会において新たに高野民治氏が監査役に選任され就任いたしました。

2. 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　分	支給人員	報酬等の額
取締役 （うち社外取締役）	１名 （　０名）	8,400千円 （　０千円）
監査役（全て社外監査役）	４名	8,400千円
合　計	５名	16,800千円

（注）１．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
２．取締役及び監査役の報酬額には、平成26年６月27日開催の第11期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役１名を含んでおります。なお、無報酬の取締役４名については上記支給人数には含めておりません。
３．取締役の報酬等の限度額は、平成18年６月28日開催の第３期定時株主総会において、報酬額は年額100,000千円以内、賞与は20,000千円以内（ただし、いずれも使用人分給与は含まれない。）と決議いただいております。
４．監査役の報酬等の限度額は、平成18年６月28日開催の第３期定時株主総会において、報酬額は年額30,000千円以内、賞与は年額5,000千円以内と決議いただいております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

区　分	氏　名	兼　職　先
取　締　役	小　田　玄　紀	有限会社ソーシャルベンチャーキャピタルアソシエーション　代表取締役 文部科学省　民間パートナー
監　査　役	花　岡　裕　之	プリベントホールディングス株式会社　取締役 プリベント少額短期保険株式会社　監査役 中央債権回収株式会社　監査役 臨床法務研究機構株式会社　取締役

(注)　1．重要な兼職先と当社との間に特別な利害関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

氏　名	活　動　状　況
取締役　小田 玄紀	当事業年度開催の取締役会12回のうち10回に出席し、経営者としての豊富な経験から、必要な発言を適宜行っております。
取締役　畑　久恵	当事業年度開催の取締役会12回のうち11回に出席し、国際コンサルタントとしての豊富な経験から、必要な発言を適宜行っております。
監査役　市橋 保男	当事業年度開催の取締役会12回の全てに出席し、かつ監査役会12回の全てに出席し、事業会社の経営陣としての豊富な経験から、必要な発言を適宜行っております。
監査役　花岡 裕之	当事業年度開催の取締役会12回の全てに出席し、かつ監査役会12回のうち11回に出席し、行政面における豊富な経験から、必要な発言を適宜行っております。
監査役　高野 民治	平成26年６月27日就任以降に開催の取締役会11回の全てに出席し、かつ監査役会９回の全てに出席し、上場会社の経営陣としての豊富な経験から、必要な発言を適宜行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数の他、会社法第370条および定款24条の規定に基づき取締役会があったものとみなす書面決議が14回ありました。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項及び当社定款に基づき、各社外取締役及び各社外監査役と会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限定額は法令で規定する最低責任限度額であります。

Ⅴ．会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

アスカ監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	金　額
公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額	9,150千円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	9,150千円

(注)当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の間を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障があるとき等、その必要があると判断される場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、次に掲げる監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障があるとき等、その必要があると判断した場合は、取締役会に、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められるときは、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

(注)「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行され、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の決定機関が、取締役会から監査役会に変更されております。なお、上記には事業年度中における方針を記載しております。

Ⅵ. 業務の適正を確保するための体制

当社は、企業活動の継続的かつ健全な発展によって企業価値の増大をはかるため、次の内部統制システムの整備に関する基本方針を制定し、これを日常業務の指針として、継続的な内部統制システムの改善ならびに適正な運営により、社会的使命を果たしてまいります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 定期的に開催する取締役会において、各取締役から職務の執行状況について報告し出席監査役による各取締役の業務執行状況の監視が行われるとともに、監査役による日常の業務監査によって、取締役の職務の執行が法令及び定款に反していないか監視する。

(2) 監査役会規程に基づいて計画的な内部監査を実施することによって、使用人の職務の執行が法令及び定款に反していないか監視する。

(3) 役職員が法令・定款・社内規程・企業倫理を遵守し、取締役自らによる率先垂範を通じて使用人への周知徹底を図る。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に基づき、その保存媒体に応じて安全かつ検索性の高い状態で保存・管理する。

(2)　取締役又は監査役からの閲覧の要請があった場合、速やかに閲覧が可能となる場所に保管する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1)　各部門所管業務に付随するリスクについては、それぞれの担当部門にて管理する。

(2)　新たに生じたリスクへの対応については、取締役会において速やかに対応を図る。

(3)　内部監査部門は、定期的に業務監査を実施し、監査により法令・定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険な内容及びそれらがもたらす損失の程度等について、直ちに代表取締役社長に報告するとともに関連する担当部署にも通報し、リスク管理の迅速な連携を図り、その対応について速やかに対処する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

取締役会は原則月１回開催し、経営に関する重要事項について審議、議決及び取締役の業務執行状況の監督等を行うほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

(1)　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役の職務が全うできるように適切に対応する。

(2)　監査役の職務を補助すべき使用人は、当社の業務執行に係る役職を兼務せず、監査役の指揮命令下で職務を遂行するものとする。その使用人の任命・異動については、監査役の同意を必要とする。

6. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

(1)　取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実が発生し又は発生するおそれがあるとき、或いは、役職員による違法又は不正な行為を発見したときは、直ちに監査役に報告する。

(2)　監査役は取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人に対し、業務執行状況の報告を求めることができる。

7. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)　監査役は、取締役との意見交換を定期的に開催し、監査上の重要課題等について意見交換を行う。

(2)　監査役は、監査の実施に当たり、必要に応じて、弁護士及び公認会計士並びにその他専門家を活用できる。

貸　借　対　照　表

（平成27年３月31日現在）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	科　　目	金　　額
（資　産　の　部）		（負　債　の　部）	
流　動　資　産	**1,014,645**	**流　動　負　債**	**172,702**
現金及び預金	631,533	買掛金	28,775
売掛金	291,310	短期借入金	50,000
商品及び製品	37,447	一年内返済予定の長期借入金	10,068
前払費用	9,296	未払金	4,867
立替金	795	未払費用	22,028
繰延税金資産	43,117	未払法人税等	17,856
その他	1,653	未払消費税等	34,118
貸倒引当金	△509	前受金	16
固　定　資　産	**52,981**	預り金	4,411
有形固定資産	**5,983**	その他	561
建物	4,501	**固　定　負　債**	**16,440**
車両運搬具	550	長期借入金	16,440
工具器具備品	526	**負　債　合　計**	**189,142**
リース資産	405	（純資産の部）	
無形固定資産	**24,753**	**株　主　資　本**	**878,483**
ソフトウェア	24,753	**資　本　金**	**324,747**
投資その他の資産	**22,243**	**資本剰余金**	**344,245**
投資有価証券	100	資本準備金	344,245
出資金	150	**利益剰余金**	**227,491**
長期前払費用	278	その他利益剰余金	227,491
敷金及び保証金	21,714	繰越利益剰余金	227,491
固定化営業債権	0	**自　己　株　式**	**△18,000**
固定化債権	86,025		
貸倒引当金	△86,025		
		純　資　産　合　計	**878,483**
資　産　合　計	**1,067,626**	**負債・純資産合計**	**1,067,626**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売　　上　　高		3,948,343
売　　上　　原　　価		3,305,033
売　　上　　総　　利　　益		643,310
販売費及び一般管理費		432,145
営　　業　　利　　益		211,165
営　　業　　外　　収　　益		
受　　取　　利　　息	292	
受　　取　　配　　当　　金	2	
受　　取　　保　　険　　料	592	
雑　　収　　入	280	1,166
営　　業　　外　　費　　用		
支　　払　　利　　息	1,436	
株　　式　　交　　付　　費	5,644	
新　株　予　約　権　発　行　費	2,081	9,163
経　　常　　利　　益		203,168
特　　別　　損　　失		
固　定　資　産　除　却　損	1,804	
本　社　移　転　費　用	1,131	2,935
税引前当期純利益		200,233
法人税、住民税及び事業税	15,858	
法　人　税　等　調　整　額	△43,117	△27,258
当　　期　　純　　利　　益		227,491

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	利益剰余金
		資本準備金	その他利益剰余金
			繰越利益剰余金
当期首残高	1,069,138	987,943	△1,857,584
当期変動額			
新株の発行	155,700	155,700	
新株の発行（新株予約権の行使）	79,047	79,047	
欠損填補	△979,138	△878,445	1,857,584
当期純利益			227,491
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			
当期変動額合計	△744,391	△643,698	2,085,076
当期末残高	324,747	344,245	227,491

（単位：千円）

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	△18,000	181,498	—	181,498
当期変動額				
新株の発行		311,400		311,400
新株の発行（新株予約権の行使）		158,094		158,094
欠損填補		—		—
当期純利益		227,491		227,491
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			—	—
当期変動額合計	—	696,985	—	696,985
当期末残高	△18,000	878,483	—	878,483

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

（継続企業の前提に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1．資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの	移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

①商品及び製品	個別法
②仕掛品	個別法
③貯蔵品	個別法

2．固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	10年～15年
車両運搬具	２年
工具器具備品	４年～10年

(2) 無形固定資産

ソフトウェア

市場販売目的のソフトウェア

販売見込期間（３年）における見込販売収益又は見込販売数量に基づく償却額と販売可能な残存期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい金額を計上しております。

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

3. 繰延資産の処理方法
株式交付費
支出時に全額費用処理しております。

4. 引当金の計上基準
貸倒引当金
債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

5. 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（表示方法の変更に関する注記）
前事業年度において、独立掲記しておりました「流動資産」の「未収入金」と「未収収益」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

（貸借対照表に関する注記）
1. 有形固定資産の減価償却累計額　9,634千円
2. 財務制限条項
平成24年９月28日付けで資金の借入を致しました長期借入金は、下記の財務制限条項が付されており、これらに抵触し貸付人が請求した場合には、本借入金の償還期限にかかわらず直ちに本借入金債務及びこれに付帯する一切の債務の全部又は一部を弁済することがあります。
かかる場合には当社の事業、財務状態及び経営成績に影響を与えると考えられます。
・当社における各年度の決算期末の純資産額が、62,500千円以下となったとき

（株主資本等変動計算書に関する注記）
１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当期増加	当期減少	当事業年度末
普通株式(株)	6,194,100	1,350,000	－	7,544,100

（変動事由の概要）
増加数の内訳は次のとおりであります。
新株予約権行使による増加　450,000株
第三者割当増資による増加　900,000株

２．自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当期増加	当期減少	当事業年度末
普通株式(株)	12,000	－	－	12,000

３．新株予約権等に関する事項

決議	目的となる株式の種類	目的となる株式の数
平成17年６月30日定時株主総会	普通株式	8,000株
平成18年６月28日定時株主総会	普通株式	2,000株

４．配当に関する事項

（１）配当金支払額

該当事項はありません。

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千　円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成27年６月26日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	22,596	3.00	平成27年３月31日	平成27年６月29日

（税効果会計に関する注記）

１.繰延税金資産及び負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	365,470千円
貸倒引当金	29,509千円
投資有価証券評価損	38,031千円
その他	6,536千円
小計	439,549千円
評価性引当金	△396,431千円
繰延税金資産合計	43,117千円

２.法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以降開始する事業年度から法人税率等の引き下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は

従来の35.6%から平成27年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については、32.3%となります。

この税率変更による財務諸表に与える影響はありません。

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

⑴ 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については元本の安全性を第一とし、流動性、収益性、リスク分散を考慮した運用を行うものとしております。

⑵ 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権等は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務等は、ほとんどが翌月現金及び預金にて支払っております。敷金及び保証金は、主に当社事務所等使用であり賃貸契約に伴うものであります。借入金は、主に営業取引に係る運転資金であり、流動性リスクがあります。

⑶ 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

稟議規程等に従い、営業債権等については管理部門が定期的にモニタリングを行い、顧客毎に残高を把握し管理を行っており、財政状況等の悪化等による回収懸念の早期把握に努めリスクの軽減を図っております。

②流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

適時に資金繰り計画を作成・更新するなどの方法により管理しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。ただし、重要性が乏しいものは省略しております。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	631,533	631,533	―
(2) 売掛金	291,310		
貸倒引当金(※)	△509		
	290,801	290,801	―
(3) 敷金及び保証金	21,714	21,714	
(4) 固定化債権	86,025		
貸倒引当金(※)	△86,025		
	―	―	―
資産計	944,049	944,049	―
(1) 買掛金	28,775	28,775	―
(2) 短期借入金	50,000	50,000	―
(3) 未払金	4,867	4,867	―
(4) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）	26,508	26,581	73
負債計	110,151	110,224	73

(※)貸倒引当金を控除しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法

資　産

(1)現金及び預金、並びに(2)売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)敷金及び保証金

賃貸期間の短い契約のため影響額に重要性がなく無金利であるため、当該帳簿価額によっております。

(4)固定化債権

回収可能見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負　債

(1)買掛金、(2) 短期借入金、並びに(3)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)長期借入金（１年内返済予定の長期借入金含む）

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（１株当たり情報に関する注記）

１株当たり純資産額　116円63銭

１株当たり当期純利益　33円89銭

（関連当事者との取引に関する注記）

１.親会社及び法人主要株主等

種　類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科　目	期末残高(千円)
主要株主(法　人)	日本新電力株式会社(注１)	(被所有)直接 12.68	第三者割当増資の引受け	第三者割当増資(注２)	311,400	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）平成26年12月22日に当社株式の50%をロジテックインベストメント株式会社に譲渡したことにより、関連当事者には該当しなくなりました。取引金額及び議決権等の所有割合は、関連当事者であった期間の金額及び所有割合を記載しております。

（注２）当社が行った第三者割当を、日本新電力株式会社が1株につき346円で引き受けたものであります。

２.役員及び個人主要株主等

種　類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科　目	期末残高(千円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	株式会社ENeL(注１)	－	営業取引	製品の販売(注２)	30,000	売掛金	22,080

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）株式会社ENeLは、当社創業者が議決権の100%を直接所有しております。

（注２）製品の販売についての取引条件は、双方協議の上決定した販売価格によっております。

（注３）上記の金額のうち、取引金額には消費税額等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月22日

株式会社リミックスポイント
　取　締　役　会　御中

アスカ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	田　中　　大　丸	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	石　渡　　裕一朗	㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社リミックスポイントの平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．　監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アスカ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月26日

株式会社リミックスポイント　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　市 橋　保 男　㊞

社外監査役　花 岡　裕 之　㊞

社外監査役　高 野　民 治　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

当期の期末配当につきましては、当社の配当方針に基づき、業績の状況及び経営環境等を勘案し、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

①配当財産の種類
金銭といたします。
②配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき３円　総額 22,596,300円
③剰余金の配当が効力を生じる日
平成27年６月29日

第２号議案　定款の一部変更の件

１.変更の理由

（１）今後の事業展開に備えるため、事業の目的に項目の追加を行うものであります。

（２）機動的な資本政策の遂行、さらに将来における事業規模の拡大等に備える目的で、発行可能株式総数を変更するものであります。

（３）監査等委員会設置会社に移行することに伴い、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

（４）会社法の改正により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、今後も取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、現行定款第29条（取締役の責任免除）を変更するものであります。なお、現行定款第29条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

（５）資本政策及び配当政策を機動的に行うことを可能とするため、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨を定款第38条（剰余金の配当等の決定機関）として新設するとともに、これに伴い、同条の一部と内容が重複することになる現行定款第6条（自己の株式の取得）及び第47条（中間配当）を削除するものであります。なお、本改正は、株主総会による剰余金の配当の決定権限を排除するものではありません。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものとします。

（下線は変更部分を示します）

現　行　定　款	変　　更　　案
第１章　総則	第１章　総則
第１条＜条文省略＞	第１条＜現行どおり＞
（目的）	（目的）
第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
１．～20．＜条文省略＞	１．～20．＜現行どおり＞
（新設）	21．発電事業及び電力売買事業
（新設）	22．電力・石油・ガス・水道・化学品・排出権等のエネルギー商品の購入・調達代行・販売
（新設）	23．太陽光発電、水力発電、風力発電、バイオマス発電、火力発電などに対する投資及び運営
（新設）	24．自動車及び自動車部品の買取、販売、仲介、輸出入
21．その他適法な商業	25．その他適法な商業
22．前各号に付帯関連する一切の事業	26．前各号に付帯関連する一切の事業
第３条＜条文省略＞	第３条＜現行どおり＞
（新設）	（機関）
	第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 （１）取締役会 （２）監査等委員会 （３）会計監査人
（公告の方法）	（公告の方法）
第４条　＜条文省略＞	第５条　＜現行どおり＞
第２章　株式	第２章　株式
（発行可能株式総数）	（発行可能株式総数）
第５条　当会社の発行可能株式総数は、19,276,000株とする。	第６条　当会社の発行可能株式総数は、30,000,000株とする。
（自己の株式の取得）	（削除）
第６条　当会社は、会社法第165条第２項の規定により取締役会の決議によって同条第１項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。	
第７条～第10条　＜条文省略＞	第７条～第10条　＜現行どおり＞

現　行　定　款	変　更　案
第３章　株主総会	第３章　株主総会
第11条～第16条　＜条文省略＞	第11条～第16条　＜現行どおり＞
第４章　取締役及び取締役会	第４章　取締役及び取締役会
（取締役会の設置） 第17条 当会社は、取締役会を置く。	（削除）
（取締役の員数） 第18条 当会社の取締役は、8名以内とする。	（取締役の員数） 第17条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。
（新設）	② 当会社の監査等委員である取締役は、10名以内とする。
（選任方法） 第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。	（選任方法） 第18条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。
②＜条文省略＞	② ＜現行どおり＞
③＜条文省略＞	③ ＜現行どおり＞
（取締役の任期） 第20条 取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	（取締役の任期） 第19条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新設）	② 監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新設）	③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
第21条～第22条　＜条文省略＞	第20条～第21条　＜現行どおり＞
（取締役会の決議方法） 第23条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。	（取締役会の決議方法） 第22条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。
（取締役会の決議の省略） 第24条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。	（取締役会の決議の省略） 第23条 当会社は、議決に加わることができる取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

現　行　定　款	変　更　案
（取締役会の議事録）	（取締役会の議事録）
第25条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。	第24条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。
②　＜条文省略＞	②　＜現行どおり＞
③　＜条文省略＞	③　＜現行どおり＞
（代表取締役及び役付取締役）	（代表取締役及び役付取締役）
第26条　＜条文省略＞	第25条　＜現行どおり＞
（報酬等）	（取締役の報酬等）
第27条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
（相談役及び顧問）	（相談役及び顧問）
第28条　＜条文省略＞	第27条　＜現行どおり＞
（新設）	（重要な業務執行の決定の委任）
	第28条 取締役会は、会社法第399条の13第６項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。
（新設）	（取締役会規程）
	第29条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。
（取締役の責任免除）	（取締役の責任免除）
第29条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。	第30条 当会社は、会社法第426条第１項の規定により、同法第423条第１項の取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
② 当会社は、社外取締役との間に、会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額については、法令の定める額とする。	② 当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

現　行　定　款	変　更　案
第５章　監査役及び監査役会	（削除）
（監査役及び監査役会の設置）	（削除）
第30条 当会社は、監査役及び監査役会を置く。	
（監査役の員数）	（削除）
第31条 当会社の監査役は５名以内とする。	
（選任方法）	（削除）
第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ③ 当会社は、会社法第329条第２項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 ④ 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後４年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。	
（任期）	（削除）
第33条 監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	
（常勤の監査役）	（削除）
第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	
（監査役会の招集通知）	（削除）
第35条 監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。	
（監査役会の決議）	（削除）
第36条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	
（監査役会の議事録）	（削除）
第37条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。	

現　行　定　款	変　更　案
（監査役の報酬等）	（削除）
第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	
（監査役の責任免除）	（削除）
第39条 当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 ② 当会社は、社外監査役との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額については、法令の定める額とする。	
（新設）	第５章 監査等委員会
（新設）	（監査等委員会の招集通知）
	第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
（新設）	（監査等委員会規程）
	第32条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
第6章　会計監査人	第６章　会計監査人
（会計監査人の設置）	（削除）
第40条 当会社は、会計監査人を置く。	
第41条～第42条　＜条文省略＞	第33条～第34条　＜現行どおり＞
（会計監査人の報酬等）	（会計監査人の報酬等）
第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	第35条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
（会計監査人の責任免除）	（会計監査人の責任免除）
第44条　＜条文省略＞	第36条　＜現行どおり＞

現　行　定　款	変　更　案
第７章　計算	第７章　計算
（事業年度）	（事業年度）
第45条　＜条文省略＞	第37条　＜現行どおり＞
（新設）	（剰余金の配当等の決定機関）
	第38条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。
（期末配当等）	（剰余金の配当の基準日）
第46条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年３月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。	第39条 当会社の期末配当の基準日は、毎年３月31日とする。
（新設）	② 当会社の中間配当の基準日は、毎年９月30日とする。
（新設）	③ 前２項のほか、当会社は、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
（中間配当）	（削除）
第47条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を行うことができる。	
（配当金の除斥期間）	（配当金の除斥期間）
第48条　＜条文省略＞	第40条　＜現行どおり＞
（新設）	附則
（新設）	（監査役の責任免除に関する経過措置）
	第１条 当会社は、第12期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第１項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

第２号議案「定款の一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は、監査等委員会設置会社となり、取締役全員は、定款変更の効力発生時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員会設置会社に移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）４名

の選任をお願いするものであります。

本議案は、第２号議案「定款の一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	國重（くにしげ） 惇史（あつし） （昭和20年12月23日生）	昭和43年４月株式会社住友銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行 平成６年６月株式会社住友銀行 取締役 平成９年６月住友キャピタル証券株式会社 代表取締役副社長 平成11年３月ディーエルジェイディレクト・エスエフジー証券株式会社（現 楽天証券株式会社）代表取締役社長 平成16年３月楽天株式会社 常務執行役員 平成17年９月楽天株式会社 代表取締役副社長執行役員 平成20年９月イーバンク銀行株式会社（現 楽天銀行株式会社）代表取締役社長 平成26年１月楽天株式会社 取締役副会長執行役員	―株
2	髙田（たかた） 真吾（しんご） （昭和43年11月20日生）	平成３年４月株式会社日本エル・シー・エー 入社 平成８年４月株式会社ティー・ヴィー・エス 入社 平成13年11月株式会社セラーテムテクノロジー 入社 平成16年３月当社設立 取締役副社長 平成20年３月株式会社ディーシースクエア 取締役 平成21年９月同社 代表取締役社長 平成22年６月当社 代表取締役社長（現任）	35,000株
3	小田（おだ） 玄紀（げんき） （昭和55年９月６日生）	平成14年８月有限会社ソーシャルベンチャーキャピタルアソシエーション 代表取締役（現任） 平成16年４月フードディスカバリー株式会社 取締役経営戦略室室長 平成16年10月エフアグリシステムズ株式会社 取締役 平成17年３月株式会社徳大寺自動車文化研究所 執行役員CFO 平成18年８月株式会社アイメックス 代表取締役 平成18年12月株式会社TDJ 取締役経営戦略室室長 平成19年４月STC株式会社 取締役経営戦略本部本部長 平成23年１月一般社団法人アショカジャパンアショカ・アライアンス・パートナー 平成24年６月当社 取締役（現任） 平成25年10月文部科学省 民間パートナー	―株
4	高野（たかの） 民治（たみじ） （昭和20年12月７日生）	昭和60年２月株式会社朝日工業社 入社 平成16年６月同社 取締役 平成21年６月同社 専務取締役営業本部長 平成23年６月同社（常勤） 相談役 平成24年４月同社（非常勤） 相談役 平成24年５月株式会社セキド 監査役 平成25年５月同社 取締役 平成26年６月当社 監査役 （現任）	―株

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．高野民治氏は、社外取締役候補者であります。
３．社外取締役候補者とした理由は次のとおりであります。
高野民治氏は、上場企業での経営陣としての経験・知識が豊富であり当社経営に十分に活かしていただけるものと判断したため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって１年となります。
４．高野民治氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で当社定款に基づき、会社法第427条第１項の規定により会社法第423条第１項の損害賠償責任を法令が定める額を限度として責任を負担する旨の責任限定契約を締結する予定であります。

第４号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

第２号議案「定款の一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は、監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役４名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第２号議案「定款の一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	市橋（いちはし）　保男（やすお） （昭和23年12月17日生）	昭和48年４月安宅産業株式会社 入社 昭和52年10月伊藤忠商事株式会社 入社 平成14年６月伊藤忠ファインケミカル株式会社 取締役 平成19年６月伊藤忠ケミカルフロンティア株式会社 取締役 平成20年６月株式会社東邦アーステック 専務取締役 平成23年６月同社 常勤顧問 平成25年６月当社 監査役（現任）	－株
2	花岡（はなおか）　裕之（ひろゆき） （昭和27年２月18日生）	昭和52年４月旧大蔵省 入省 平成15年４月財務省大臣官房政策金融課長補佐 平成18年７月財務省関東財務局統括証券監査官 平成19年２月ニッシン債権回収株式会社 営業部部長 平成21年６月トービル債権回収株式会社 常務取締役 平成21年７月トービルアセットマネジメント株式会社 代表取締役 平成23年１月当社 顧問 平成23年３月花岡裕之行政書士事務所 開業（現任） 平成23年６月当社 監査役（現任） 平成23年11月プリベントホールディングス株式会社 取締役 平成23年11月プリベント少額短期保険株式会社 監査役 平成24年３月中央債権回収株式会社 監査役（現任） 平成25年６月臨床法務研究機構株式会社 取締役 平成27年３月プリベント少額短期保険株式会社 代表取締役（現任）	－株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
3	安田（やすだ） 博延（ひろのぶ） （昭和25年12月13日生）	昭和53年４月東京地方検察庁検事 平成16年４月東京高等検察庁検事 平成17年１月首席国税審判官（東京国税不服審判所長） 平成21年１月山口地方検察庁検事正 平成22年６月最高検察庁検事 平成22年10月弁護士登録（第一東京弁護士会） 平成24年１月青陵法律事務所 パートナー弁護士（現任） 平成25年６月アステラス製薬株式会社 取締役（現任）	―株
4	江田（えだ） 健二（けんじ） （昭和52年１月５日生）	平成12年７月アンダーセンコンサルティング株式会社（現　アクセンチュア株式会社）入社 平成17年３月RAUL株式会社 設立 代表取締役（現任） 平成26年12月一般社団法人エネルギー情報センター理事（現任） 平成27年１月一般社団法人エコマート運営委員会委員（現任）	―株

（注）１．監査等委員である各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．市橋保男氏、花岡裕之氏、安田博延氏、江田健二氏は、社外取締役候補者であります。
３．社外取締役候補者とした理由は次のとおりであります。
① 市橋保男氏は、事業会社の経営陣としての豊富な知識・経験を引き続き当社の監査・監督に反映していただけると判断したため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって２年となります。
② 花岡裕之氏は、長年大蔵省ならびに財務省に勤務しており、金融行政面における豊富な専門知識と経験を当社の監査・監督に活かしていただけると判断したため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって４年となります。
③ 安田博延氏は、法曹界での幅広い経験を当社のコンプライアンス体制の構築維持に的確な助言をいただけるものと判断したため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
④ 江田健二氏は、事業会社の経営及び、コンサルタントとしての豊富な経験と幅広い見識を当社の監査・監督に活かしていただけると判断したため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
４．市橋保男氏、花岡裕之氏、安田博延氏、江田健二氏の選任が承認された場合は、当社は各氏との間で当社定款に基づき、会社法第427条第１項の規定により会社法第423条第１項の損害賠償責任を法令が定める額を限度として責任を負担する旨の責任限定契約を締結する予定であります。
５．当社は、花岡裕之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合、当社は引き続き同氏を独立役員として届け出を継続する予定であります。

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成18年6月28日開催の第３期定時株主総会において年額100,000千円以内、賞与は20,000千円以内と決議いただき、今日に至っております。第２号議案「定款の一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬等の額を年額300百万円以内（内、社外取締役分は100百万円以内）とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとすることにつきお諮りするものです。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は３名（内、社外取締役２名）でありますが、第２号議案「定款の一部変更の件」及び第３号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の員数は４名（内、社外取締役１名）となります。

本議案の内容は、第２号議案「定款の一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第２号議案「定款の一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額200百万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとすることにつきお諮りするものです。

第２号議案「定款の一部変更の件」及び第４号議案「監査等委員である取締役４名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は、４名となります。

本議案の内容は、第２号議案「定款の一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

以上

株主総会会場ご案内図

会　場　東京都渋谷区道玄坂２丁目６番17号
渋東シネタワー11階
ＡＰ渋谷道玄坂　Ｉ、Ｈホール
電話　03　(5428)　6849

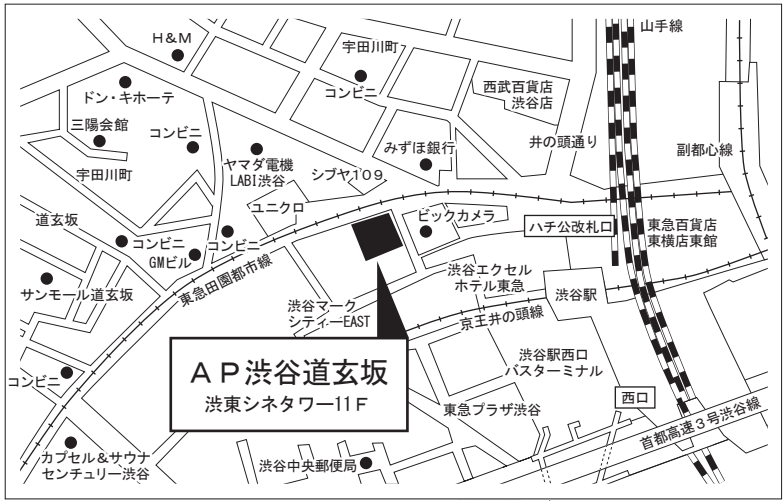

●交通のご案内
JR各線「渋谷」駅ハチ公改札口より徒歩約１分
東急各線、東京メトロ各線「渋谷」駅２番出口直結
京王井の頭線「渋谷」駅より徒歩約１分